

上石津留守家庭児童教室運営業務委託プロポーザル方式実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 委託業務の名称

上石津留守家庭児童教室運営業務

(2) 委託業務の概要

大垣市の留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）は、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや生活指導を行うことにより児童の健全育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的としている。

そのためには、放課後児童クラブの基本理念や運営指針への理解のほか、普段の遊びやイベントでの体験を通して児童の自主性、社会性、創造性の向上に寄与できるように、児童の育成支援について専門性の高い知識と体制が必要となる。

加えて、円滑な運営のための保護者や学校との連携や、配慮が必要な児童・事故発生時や個人情報の取り扱いについて日ごろの研修の充実も求められる。

したがって専門的な技術や経験を必要とする業務であるため公募型プロポーザル方式により受託業者を選定する。

(3) 委託業務の仕様等

別紙「上石津留守家庭児童教室運営業務委託仕様書」による。

(4) 履行期限

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※令和9年2月上旬に契約締結予定であるため、令和9年3月31日までの約2か月間は準備期間

(5) 委託金額の上限額

金 27,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）

年 度	支払限度額
令和8年度	0円
令和9年度	9,000,000円
令和10年度	9,000,000円
令和11年度	9,000,000円

2 提案資格に関する事項

参加資格者の認定基準日（以下「基準日」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（大垣市プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）第1号様式の提出期限の日とす

る。ただし、基準日から契約候補者の特定の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者としなない。

- (1) 本プロポーザル方式の公告の日までに、大垣市業者選定要綱（平成 10 年告示第 144 号）第 9 条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、仕様書に定めた当該業務に対応する業者として「26 その他受託業務関係」の登録が認められた者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 1 月 4 日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 過去 3 年間（令和 6 年度から令和 8 年度）に地方公共団体を発注者とする放課後児童健全育成事業の受託実績があり、現に運営を継続していること。

3 提案手続に関する事項

(1) 担当部課

担当部署	大垣市教育委員会社会教育スポーツ課青少年・留守家庭グループ（大垣市役所6階）
郵便番号	503-8601
住 所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電 話	0584-47-8063
メールアドレス	seas@city.ogaki.lg.jp

(2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者（以下「提案意向者」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（第 1 号様式）及び次の添付書類を提出すること。提案意向申請書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

① 提出書類

- 1) プロポーザル提案意向申請書（第 1 号様式） 1 部
- 2) 会社概要（第 8 号様式） 1 部
- 3) 受託実績一覧（第 9 号様式） 1 部

地方公共団体が発注者で、過去 3 年間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）に受

託した同種又は類似する業務を記入すること。

② プロポーザル提案意向申出書の提出期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで（休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

※ 持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールのいずれかにより受け付ける。

ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

③ 受付場所

「(1) 担当部課」と同じ

④ プロポーザル提案資格確認結果通知書等の送付

事務局において提案資格の有無を確認後、令和 8 年 10 月 20 日（火）にプロポーザル提案資格確認結果通知書（第 2 号様式）を電子メールにより通知し、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（第 3 号様式）により提案書等の提出について要請する。

(3) 提案書の提出

① 提出書類

1) 提案書 正本 1 部、副本 10 部

2) 提案内容を記載した書類（任意様式） 正本1部、副本10部

正本・副本ともに A4 版横片面印刷、左綴(2 穴)ファイリングにより提出すること。

3) 提案書の PDF データ 1 部（CD-R に保存して提出）

4) 参考見積書（任意様式） 1 部

提案する内容に本市の修正がないものとした参考見積書。なお、見積金額は評価しない。

② 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）まで（休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

③ 提出場所

3(1)担当部課と同じ。

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

⑤ 提案書の構成

1) 提案書（第 4 号様式）

2) 提案資料

次の内容をA4用紙30枚以内に整理(片面印刷)し、ページの通し番号を付し、左綴(2穴)ファイリングして提出すること。なお、提案資料は「4-(2)評価基準」の項目に整理し、図示する等して簡潔にまとめること。

⑥ 注意事項

- 1) 提案書(第4号様式)の添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に、業者名、代表者名(写真)、ロゴマーク、大垣市との契約実績の内容、その他提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- 2) 提出する資料については、提案資料およびその補足資料ともに、ヒアリングでのプレゼンテーションの際に必ずその内容すべてに触れて説明すること。また、資料枚数の多寡によるプレゼンテーションの持ち時間の延長・短縮といった対応は行わないため、過剰な量の参考資料の添付としないようにすること。
- 3) 提出期限後、提案者の都合により提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(4) 質問

本プロポーザルの実施要領に関する質問については、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

令和8年9月16日(水)から令和8年9月28日(月)午後5時まで

② 質問書(第10号様式)

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

③ 提出方法

事務局(社会教育スポーツ課)へ電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により質問書到着の確認をすること。

1) 電子メールアドレス

seas@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問(商号又は名称)」とし、質問書を添付して送信すること。

④ 質問に対する回答

令和8年10月5日(月)に市ホームページで公表する。

4 審査

審査は、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最優秀提案者を決定する。

(1) ヒアリングの予定日時及び場所等

① 予定日時

令和8年11月上旬

※資格審査結果通知にて別途通知する。

② 予定場所

大垣市役所 6階 教育委員会室

③ ヒアリング内容

- 1) ヒアリングに参加する提案者は2名以内とする。
- 2) プレゼンテーションは20分以内とする。
- 3) プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- 4) プレゼンテーションは提案意向申出書の受付順に行う。
- 5) 提案者が多数となった際は、プレゼンテーション又は質疑の時間短縮、もしくは提案書をもとにした質疑応答のみで評価を行う場合がある。

④ 注意事項

- 1) ヒアリング中は、業者名を明示しないこと。
- 2) 提案書等の提出と同時に提出していない資料等を新たに提出することは認めない。
- 3) プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	評点	加重	配点
1 業務実施能力	現場責任者をはじめ、急な欠員や長期欠員が発生した場合でも、保育の質を確保したまま運営可能な体制が整えられているか。	5	×2	10
2 支援員の充実	支援員の資質向上や専門性確保に向けた計画的な研修プログラムは充実しているか	5	×3	15
	支援員の採用方策や離職防止策など、安定した雇用環境が維持されているか。	5	×2	10
3 危機管理体制	災害、負傷、不審者侵入等の不測の事態に対し、的確かつ迅速に対応できる具体的なマニュアルと訓練体制を有しているか。	5	×3	15
	個人情報の取り扱いについて、厳格な情報の管理体制を設け、実効性のあるコンプライアンス教育を行っているか。	5	×2	10
4 児童・保護者への対応	民営ならではの柔軟な発想を活かした、魅力ある体験や主体性を育む独自の支援プログラムを催す	5	×3	15

評価項目	評価内容	評点	加重	配点
	など、活動内容に創意工夫があるか。			
	特別な配慮が必要な児童や外国生まれの児童の特性を理解し、保護者も安心して利用できるような、個々の児童に適したきめ細やかな受入れ体制・環境等を有しているか。	5	×3	15
	保護者の多様なニーズに柔軟かつ的確な対応ができるか。	5	×2	10
合計				100

採点基準表

区分	評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

(3) 評価方法

- ① 評価委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、各提案者からの企画提案内容を評価・採点し、審議のうえ選定する。
- ② 評価委員会は、企画提案及びヒアリング時の提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容（企画能力）の評価を行い、事務局がそれを集計する。
- ③ 評価委員ごとの評価点が最低評価基準点未満の場合は、当該提案者は失格とする。
- ④ 提案者の評価点数が同点となった場合は、評価基準表の「4 児童・保護者への対応」の評価が高い提案者を上位とし、「4 児童・保護者への対応」の評価も同点の場合は、評価委員長が上位者の提案を決定する。

(4) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 注意事項

- ・ 評価委員の採点結果が 60 点未満となった場合は、当該提案者は失格となる。
- ・ 評価委員会が 1 位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合

がある。

5 審査結果

(1) 結果通知書の送付

令和8年12月9日（水）に提案者全員に「結果通知書（第7号様式）」を送付する。

(2) 審査結果の公表

① 公表内容

最優秀提案者名、提案事業者数を公表する。

② 公表方法

大垣市公式ホームページに掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

① 請求方法

書面にて説明を求めることができる（任意様式）。

② 請 求 先

「3(1) 担当部署」と同じ

③ 請求期間

結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。

④ 回 答

請求期間の最終日の翌日から起算して2週間以内に書面により行う。

6 失格要件

プロポーザル提案意向申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

(1) 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で、評価委員会等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 評価委員の採点結果が最低評価基準点未満となったとき。

(5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

7 契約の締結

(1) 契約候補者は、市と詳細な協議を実施した後、双方合意の上、契約を締結する。

(2) 契約条項及び仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、

地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとする。

- ① 「２ 提案資格に関する事項」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
- ② 提案資格又は提案内容が無効となったとき
- ③ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき

8 プロポーザル方式のスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

日程	項目
令和8年9月16日（水）	プロポーザル実施の公表 提案意向申請書及び質問書の受付開始
令和8年9月28日（月）	質問書の受付期限
令和8年10月5日（月）	質問書の回答
令和8年10月13日（火）	提案意向申請書の提出期限
令和8年10月20日（火）	提案資格確認結果の通知、書類提出要請書の送付
令和8年11月4日（水）	提案書提出期限（辞退届提出期限）
令和8年11月上旬	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和8年12月9日（水）	受託候補者選定結果の通知
令和9年2月上旬	契約締結

9 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- (4) 提案書の知的所有権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の知的所有権は大垣市に帰属する。
- (5) 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 提案書等提出書類の提出後に記載内容の追加、修正は認めない。

- (7) 本プロポーザル方式は、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後は、その受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。